

KPMG Japan e-Tax News

No.205 15 July 2020



税務情報

国税庁 — 2019年度税制改正に対応した法人税に係る改正通達の趣旨説明の公表

国税庁は7月8日、2019年度税制改正に対応して発送された「[法人税基本通達等の一部改正について\(法令解釈通達\)](#)」(2019年6月28日付)(e-Tax News No.176「[2019年度税制改正関連情報 - 税制改正の解説/法令解釈通達/事務運営指針](#)」(2019年7月4日発行)でお知らせしております。)に関する以下の趣旨説明を公表しました。

■ [「令和元年6月28日付課法2-10ほか2課共同『法人税基本通達等の一部改正について』\(法令解釈通達\)の趣旨説明」](#)

【第1 法人税基本通達関係】

仮想通貨取引に関する法人税法上の取扱いの整備に対応して新設・改正された通達に係る趣旨説明が含まれています。

【第2 租税特別措置法関係通達(法人税編)関係】

以下の改正に対応して新設された通達に係る趣旨説明等が含まれています。

- 試験研究費の税額控除制度のうち特別試験研究費(オープンイノベーション型)に係る税額控除における特別試験研究費の範囲の見直し(研究開発型ベンチャーエンタープライズ・一定の民間企業等への委託試験研究に係る試験研究費の額の追加)
- 移転価格税制における(1)独立企業間価格の算定方法へのディスカウント・キャッシュフロー法(DCF法)の追加、(2)移転価格税制上の無形資産の定義の明確化及び(3)評価困難な無形資産に係る国外関連取引(特定無形資産国外関連取引)に関して、税務当局が取引後の事実関係を参照して取引価格の適正性を検証することを可能とする措置(特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置)の導入

なお、2019年度税制改正における下記の法人税・租税特別措置法関係の改正通達は、上記の2019年6月28日付の通達とは別に発送されています。

■ タックスヘイブン対策税制

「租税特別措置法関係通達(法人税編)等の一部改正について(法令解釈通達)」

(2019年5月31日付)(e-Tax News No.172「国税庁 - タックスヘイブン対策税制に係る改正通達の発達」(2019年6月6日発行)にてお知らせしています。)

なお、この通達に係る「令和元年5月31日付課法2-6ほか2課共同『租税特別措置法関係通達(法人税編)等の一部改正について(法令解釈通達)』の趣旨説明」は、すでに2019年12月20日に公表されています。(e-Tax News No.181「2018年度及び2019年度税制改正関連情報 - 通達/通達趣旨説明/事務運営指針等」(2019年12月23日発行)にてお知らせしています。)

■ 過大支払利子税制

「法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)」(2019年12月18日付)

(e-Tax News No.181「2018年度及び2019年度税制改正関連情報 - 通達/通達趣旨説明/事務運営指針等」(2019年12月23日発行)にてお知らせしています。)

■ 特定事業継続力強化設備等の特別償却等

「租税特別措置法関係通達(法人税編)等の一部改正について(法令解釈通達)」

(2019年9月11日付)

KPMG 税理士法人
info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.